

監査措置状況報告書

令和2年5月8日

| | | | | |
|-------|----------------|---------|---------------------|------|
| 実施年度 | 平成31年度 | 監査種別 | 財政援助団体等に対する監査（補助金等） | |
| 監査実施日 | 令和2年1月8日～2月26日 | | | |
| 担当部署 | 企画部 | ブランド戦略課 | 内線 | 2278 |

| 監査の結果 | 措置状況等 | |
|--|---|-----|
| | 報告日現在の状況 | 措置済 |
| | 概 | 要 |
| <p>○地場産業販路開拓事業補助金</p> <p>地場産業の振興を図るため、各種団体が行う事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付するものであり、高山市地場産業販路開拓事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>（協）飛騨木工連合会が行う飛騨の家具フェスティバル事業に要する経費に対して交付する補助金において、事業の予算書及び決算書の収入に自己資金（9,283千円）の内訳（明細）の記載がなかった。調査したところ、飛騨市500千円、高山商工会議所900千円及び参加企業からの出展料7,883千円であった。自己資金は補助金を算定する上で基礎となる数値であり、所管課にあっては、交付団体に対して予算書及び決算書に明記するよう指導されたい。</p> <p>また、要綱では、補助金は対象経費の2分の1以内の額で、10,000千円を限度とすると定めているが、要綱が制定された平成27年度以降、下表のとおり各年度の事業費が変動しているにもかかわらず、毎年同額の補助金（7,700千円）を前提とした事業計画となっていた。事業内容に見合った適切な補助額を算定し、決定すべきと考える。</p> <p>さらに、事業報告書には商談件数、成約件数及び契約金額について記載されているが、補助金申請時に添付する事業計画書には、それらに関する目標値の記載がない。補助効果を高めるためにも、事業計画書への成約件数等の目標値の記載について交付団体を指導されたい。</p> | <p>自己資金の内訳については、（協）飛騨木工連合会に平成31年度以前分の内訳資料を提出いただき確認したほか、令和2年度以降は予算書及び決算書に明記するよう指導しました。</p> <p>補助金交付要綱では、「予算の範囲内において補助金を交付する」と定めており、次年度予算の編成段階において、（協）飛騨木工連合会との調整のなかで、総事業費に対する市の助成額を決定しているものです。自己資金を確保できる範囲内で、年度により事業内容に厚みを付けるなどされていますが、引き続き、同団体との調整を綿密に行い、市の支援すべき額を予算化してまいります。</p> <p>成約件数等の目標値については、同団体に令和2年度以降は事業計画書に記入するよう指導しました。</p> | |

監査措置状況報告書

令和2年5月8日

| | | | | |
|-------|----------------|---------|---------------------|------|
| 実施年度 | 平成31年度 | 監査種別 | 財政援助団体等に対する監査（補助金等） | |
| 監査実施日 | 令和2年1月8日～2月26日 | | | |
| 担当部署 | 企画部 | ブランド戦略課 | 内線 | 2279 |

| 監査の結果 | 措置状況等 | |
|--|--|-----|
| | 報告日現在の状況 | 改善中 |
| | 概 | 要 |
| <p>○飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金</p> <p>飛騨地域以外から本市へ移住し、一戸建ての空家を賃借する者や取得又は改修する者に対し、補助金を交付するものであり、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>本来、当補助制度は移住促進の契機となるべきところであるが、交付申請書に記載された転入目的を見ると、単に「移住」「就職」「就農」「結婚」「養子入り」等と記入されているのみの申請書が散見された。所管課においては、申請者から十分な聞き取りを行っていたが、最大1,000千円の補助金を個人に対して交付する制度であることに鑑み、様式の見直しを検討されたい。</p> <p>また、要綱第3条では、補助対象者の要件として、地域住民との交流を積極的に図ることができる者と規定し、確約書を提出させているが、住民登録の調査だけでなく、地域住民との交流の状況についても実態を把握し、施策の効果を検証する必要があると考える。</p> | <p>補助金交付申請書への転入目的の記載については、申請書の記載例を見直し、詳細に記載いただけるよう改善しました。</p> <p>補助対象者の地域住民との交流等の状況確認については、ヒアリングやアンケート等の実施により、町内会への加入や地域行事への参加状況等の実態把握に努めます。</p> | |

監査措置状況報告書

令和2年5月8日

| | | | |
|-------|----------------|------|---------------------|
| 実施年度 | 平成31年度 | 監査種別 | 財政援助団体等に対する監査（補助金等） |
| 監査実施日 | 令和2年1月8日～2月26日 | | |
| 担当部署 | 市民活動部 生涯学習課 | 内線 | 2349 |

| 監査の結果 | 措置状況等 | |
|--|--|-----|
| | 報告日現在の状況 | 改善中 |
| | 概 | 要 |
| <p>○飛騨高山文化芸術祭実行委員会負担金</p> <p>飛騨高山文化芸術祭を円滑に開催するため、飛騨高山文化芸術祭実行委員会（平成24年7月設立）に対し、負担金を支出している。</p> <p>実行委員会会則第3条では、組織（構成員等）について規定しているが、委員及び役員の任期に関する記述がない。実行委員会における位置付けを明確にするためにも、会則に明記する必要がある。</p> <p>また、平成31年度の事業計画及び予算（事業費55,880千円、うち市負担金55,000千円）を会則第3条第6項により実行委員会が決定したのは、令和元年7月であり、それまでの間は会長の専決処分で執行されていた。会則第6条で予算執行等に関する会長の専決処分は認めているが、あくまでも緊急を要する場合と規定している。実行委員会の事務局は生涯学習課が所掌しており、事業の開始前には予算決定すべきと考える。</p> | <p>飛騨高山文化芸術祭実行委員会の委員及び役員については、開催の前年に団体からの推薦者及び公募者でその都度組織し、開催に向けた基本方針や事業計画、予算等について協議いただくとともに、事業の企画や運営にあたってきたところです。</p> <p>現在、実行委員会の会則に委員及び役員の任期について明確な規定がないことから、これまでの活動状況等を踏まえ、実行委員会で協議しています。</p> <p>また、事業計画及び予算（案）については、市民提案プロジェクトなどの主要事業は前年度末に開催しました実行委員会の承認を受けて進めていましたが、当年度の実行委員会の開催日程の調整が遅れたため、予算決定が7月となりました。今後は事業実施前に予算が決定できるよう、適切な時期に実行委員会を開催します。</p> | |

監査措置状況報告書

令和2年5月8日

| | | | |
|-------|----------------|------|---------------------|
| 実施年度 | 平成31年度 | 監査種別 | 財政援助団体等に対する監査（補助金等） |
| 監査実施日 | 令和2年1月8日～2月26日 | | |
| 担当部署 | 商工観光部 商工課 | 内線 | 2213 |

| 監査の結果 | 措置状況等 | |
|---|--|-----|
| | 報告日現在の状況 | 措置済 |
| | 概 | 要 |
| <p>○飛騨高山展補助金</p> <p>商工業の振興を図るため、高山市産業振興協会が行う飛騨高山展開催事業に要する経費に対し、補助金を交付するものであり、高山市商工振興事業等補助金交付要綱で規定している。</p> <p>補助金について、要綱（別表）に「2,800千円以内の額。」と定めているが、実態は毎年要綱の限度額を改正しており、平成30年度は16,000千円以内、平成31年度は14,000千円以内と定めていた。</p> <p>補助対象事業費は、百貨店側に支払う委託料（タイアップ料）と同額またはそれ以下の金額とする内々の取り決めがなされていることから、このことについて要綱（別表）に明記し、毎年要綱改正する必要がない表記に改めるべきと考える。</p> <p>また、これまで開催された飛騨高山展の余剰金が別途積み立てられ、平成30年度末の残高は総額9,285千円となっている。多額の積立金を事務局（所管課）が管理している状況が適切なのか検討されたい。</p> | <p>補助金交付要綱については、対象経費を明記するとともに、補助金の額を1件の物産展につき、5,000千円以内の額に改正しました。</p> <p>積立金については、収支が大きくマイナスとなる催事もあることから、一定の額が必要であると考えていますが、適正な規模を維持できるよう、毎年度、精査のうえ補助金交付額を決定します。</p> | |

監査措置状況報告書

令和2年5月8日

| | | | | |
|-------|----------------|------|---------------------|--|
| 実施年度 | 平成31年度 | 監査種別 | 財政援助団体等に対する監査（補助金等） | |
| 監査実施日 | 令和2年1月8日～2月26日 | | | |
| 担当部署 | 教育委員会事務局 文化財課 | 内線 | 2355 | |

| 監査の結果 | 措置状況等 | |
|--|--|-----|
| | 報告日現在の状況 | 改善中 |
| | 概 | 要 |
| <p>○伝統的建造物群保存地区防災対策事業補助金</p> <p>伝統的建造物群保存地区内における建造物の所有者又は管理者が、伝統的建造物の保存のために設置する自動火災警報設備や防災対策事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付している。</p> <p>伝統的建造物群保存地区防災対策事業補助金は、伝統的建造物群保存計画で規定しているが、補助金の詳細な取り扱いについては明文化されていないことから、取扱要領等の整備について検討されたい。</p> <p>また、伝統的建造物が集積する地区の防災対策は、点ではなく一帯を面として捉える必要があり、個々の所有者からの交付申請によるだけでなく、市が主導し計画的かつ施策的に推進すべきものとする。</p> | <p>取扱要領等については、所管である文化庁の指導を受けながら、作成に向けて検討を進めます。</p> <p>また、防災対策の実施にあたっては、地区全体の防災力の向上を図る観点から、現在もさまざまな施策を実施していますが、さらに効果的かつ計画的に推進します。</p> | |